

令和2年度
明石市人事行政の運営等の状況

令和3年12月
明 石 市

目 次

1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員採用試験の状況	1
(2) 退職の状況	2
(3) 部門別職員数	3
(4) 部局別職員数	3
(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数	4
2 職員の給与の状況	
(1) 人件費の状況	8
(2) 職員給与費の状況	8
(3) 一般行政職の給与水準	8
(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	9
(5) 職員の初任給の状況	9
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	9
(7) 職員手当の状況	9
(8) 特別職の報酬などの状況	11
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 勤務時間	13
(2) 休 日	13
(3) 休 暇	13
(4) 職務に専念する義務の免除	14
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分者数	15
(2) 懲戒処分者数	15
5 職員のサービスの状況	
(1) 年次休暇取得状況	16
(2) 育児休業等取得状況	16
6 職員研修及び人事評価の状況	
(1) 職員研修の実績	17
(2) 人事評価の状況	18
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 兵庫県市町村職員共済組合	19
(2) 明石市職員互助会	19
(3) 健康診断等の実施	19
8 公平委員会の業務の状況	
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	20
(2) 不利益処分に関する審査請求の状況	20

地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を公表することが義務付けられていることから、「明石市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年12月末日までに前年度の状況について公表を行っています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の状況（令和2年度）

（単位：人）

職 種	募集人数	応募者数	1次筆記(ES)試験		1次合格者	最終合格者	倍率	採用者数	
			実施日	受験者					
保健師 （緊急募集）	5名程度	51	5月16日(土)	47		5	9.4	5	
福祉職 （緊急募集）	10名程度	38	7月6日(月)	36	11	1	36.0	1	
事務職 （緊急募集）		160	7月6日(月)	141	28	7	20.1	6	
弁護士 【正規職員】	5名程度	14	10月6日(火)	13	4	3	4.3	3	
弁護士 【任期付職員】		12	10月6日(火)	10		0			
保育教育職	20名程度	167	8月7日(金)	144	70	20	7.2	19	
技 術 職	10名程度	38	10月9日(金)	33	9	3	11.0	3	
		電気職	20	10月9日(金)	15	4	1	15.0	1
		機械職	41	10月9日(金)	32	11	2	16.0	2
		建築職	30	10月9日(金)	24	12	0		
		環境化学職	34	10月9日(金)	24	6	2	12.0	1
保健師	5名程度	73	10月9日(金)	60	14	5	12.0	5	
事務職	15名程度	1984	10月16日(金)	1498	115	16	93.6	12	
総合技労職	2名程度	344	10月23日(金)	253	7	1	253.0	1	
福祉職	5名程度	224	11月6日(金)	173	15	9	19.2	9	
障害者 （事務職・技能労務職） 【正規職員】	10名程度	162	11月30日(月)	162	8	1	162.0	1	
障害者 （事務職・技能労務職） 【任期付短時間勤務職員】		84	11月30日(月)	84	18	10	8.4	9	
DV防止施策担当 【正規職員】	2名程度	26	1月29日(金)	24	6	1	24.0	1	
DV防止施策担当 【任期付職員】		20	1月29日(金)	18	2	1	18.0	1	
ICT推進・支援担当 【正規職員】	2名程度	35	1月29日(金)	33	11	3	11.0	2	
ICT推進・支援担当 【任期付職員】		19	1月29日(金)	17	4	0			
消防職	7名程度	58	9月20日	49	18	7	7.0	7	

(2) 退職の状況

令和2年度の職種別事由別の退職者状況は以下のとおりです。

(単位:人)

職 種	定年退職	勸奨退職	そ の 他					計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失 職	死亡退職	
一 般 行 政 職	23	5	11				2	41
医 療 職			3					3
福 祉 職	2	1	2					5
消 防 職	3	2	1					6
企 業 職	2		1					3
技 能 労 務 職	10							10
教 育 職	6	2	5					13
計	46	10	23	0	0	0	2	81

- ・ 消防職・・・明石市消防職員をいう。
- ・ 企業職・・・地方公営企業(明石市水道部)の職員をいう。
- ・ 技能労務職・・・公用車運転、ごみ収集作業、用務、給食調理等の業務に従事する職員をいう。
- ・ 教育職・・・明石市立幼稚園、養護学校、商業高等学校の教職員をいう。
(県費負担教職員を除く。)

令和2年度に退職した管理職以上の者のうち、令和3年4月1日以降に再就職をした者の状況は以下のとおりです。

(単位:人)

区分	退職者	再就職者	内 訳		
			本市再任用	外郭団体	その他法人
理事・部長級	3	1		1	
次 長 級	2	2	2		
課 長 級	15	6	6		
計	20	9	8	1	0

(3) 部門別職員数

令和2年度と令和3年度の4月1日現在の部門別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
一 般 行 政 部 門	福 祉 関 係 を 除 く	議 会	15	15	0	
		総 務	347	343	△ 4	国勢調査事務減少後の減員、体制の見直しなど
		税 務	70	67	△ 3	体制の見直しなど
		労 働	1	1	0	
		農 水 産	18	18	0	
		商 工	22	20	△ 2	新型コロナウイルス関連部署への異動による減員など
	福 祉 関 係	民 生	427	429	2	児童相談所の体制強化など
		衛 生	215	224	9	新型コロナウイルス関連部署の体制強化など
	小 計		1,260	1,262	2	
特 別 行 政 部 門	教 育	366	361	△ 5	体制の見直しなど	
	消 防	237	238	1	体制の見直しなど	
	小 計	603	599	△ 4		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	51	50	△ 1	事務の見直しなど	
	交 通	0	0	0		
	下 水 道	56	57	1	体制の見直しなど	
	そ の 他	67	71	4	介護保険事業の事務見直しなど	
小 計		174	178	4		
計		2,037	2,039	2		

注： 職員数は、一般職に属する正規職員数(再任用及び任期付のフルタイム勤務職員を含む)です。

(4) 部局別職員数

令和2年度と令和3年度の4月1日現在の部局別職員数及びその増減については以下のとおりです。

(単位:人)

部局名	令和2年度			令和3年度			対前年度 増減数
	男	女	計	男	女	計	
市 長 事 務 部 局	856	496	1,352	843	514	1,357	5
行 政 委 員 会	21	11	32	23	12	35	3
教 育 委 員 会	156	208	364	152	207	359	△ 5
消 防 本 部	228	10	238	226	12	238	0
水 道 事 業 事 務 部 局	46	5	51	45	5	50	△ 1
総 計	1,307	730	2,037	1,289	750	2,039	2

(5) 等級及び職制上の段階ごとの職員数 (令和3年4月1日現在)

① 行政職給料表

(単位:人)

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 定型的な業務又は補助的な業務を行う職務 2 消防士の職務 3 栄養士、理学療法士、看護師等の職務	114	7.5	事務職員 技術職員 保育士 保健師 消防士 福祉職 その他 計	35 10 24 10 25 5 5 114	564	36.9	事務職員級
2級	1 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務 2 相当の経験を有する消防士の職務 3 相当の知識及び経験を必要とする業務を行う栄養士、理学療法士、看護師等の職務	167	10.9	事務職員 技術職員 保育士 保健師 消防副士長 再任用 福祉職 その他 計	71 17 15 13 6 31 5 9 167			
3級	1 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う職務 2 消防士長及び消防副士長の職務 3 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う栄養士、理学療法士、看護師等の職務	283	18.5	事務職員 技術職員 保育士 保健師 消防士長 再任用 福祉職 その他 計	125 18 13 12 59 15 24 17 283			
4級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	340	22.3	主任 消防司令補 その他 計	262 73 5 340	340	22.3	主任級
5級	1 係長の職務 2 消防司令の職務	349	22.9	係長 所長 担当係長 園長 副園長 副所長 消防司令 計	170 5 109 1 1 13 50 349	349	22.9	係長級
6級	1 課長の職務 2 副課長及び主幹の職務 3 消防司令長の職務	179	11.7	課長 館長 事務局長 担当課長 主幹 消防司令長 再任用 計	75 1 1 68 9 21 4 179	179	11.7	課長級
7級	1 室長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務 4 消防監の職務	61	4.0	次長 室長 局長 所長 副所長 参事 会計管理者 消防監 再任用 計	20 21 3 1 5 1 1 3 6 61	61	4.0	次長級
8級	1 理事の職務 2 局長の職務 3 部長の職務 4 参与の職務 5 消防正監の職務	34	2.2	局長 理事 部長 所長 消防長 再任用 計	8 3 18 1 1 3 34	34	2.2	部長級
合計		1,527	100.0	計		34		

② 技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	6	2.6	用務員 自動車運転手 介護調査員 計	2 3 1 6	220	94.8	技能職員級
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	24	10.3	用務員 介護調査員 再任用 計	1 0 23 24			
3級	高度の技能又は相当の経験を必要とする業務を行う職務	3	1.3	調理員 技能員 用務員 計	1 1 1 3			
4級	作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務又は相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	187	80.6	技能員 自動車運転手 調理員 作業員 警備員 用務員 介護調査員 計	9 75 24 18 6 53 2 187			
5級	相当の経験を必要とする作業長、自動車運転指導員、主任電話交換手、衛生技能長及び主任警備員の職務	12	5.2	作業長 主任警備員 運転管理長 計	10 1 1 12	12	5.2	係長級
合計		232	100.0					

③ 医療職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療に関する業務を行う職務			計	0	1	33.3	医師級
2級	高度の知識経験に基づき困難な医療に関する業務を行う職務			計	0			
3級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療に関する業務を行う職務	1	33.3	医師	1			
				計	1			
4級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療に関する業務を行う職務	1	33.3	保健所副所長 計	1 1	1	33.3	部長級
5級	1 局長の職務 2 部長の職務 3 保健所長の職務 4 医監の職務	1	33.3	保健所長 計	1 1			
合計		3	100.0					

④ 教育職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階				
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階		
1級	1 定型的な業務又は補助的な業務を行う教諭及び養護教諭の職務 2 助教諭、養護助教諭	28	20.6	教諭	28	76	55.9	教諭級		
				計	28					
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う教諭及び養護教諭の職務	14	10.3	教諭	14	76	55.9		教諭級	
				計	14					
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う教諭及び養護教諭の職務	34	25.0	教諭	33	76	55.9			教諭級
				幼児教育相談員	1					
計	34									
4級	主任の職務	11	8.1	主任	11	11	8.1	主任級		
				計	11					
5級	主幹教諭の職務	24	17.6	主幹教諭	22	24	17.6	主幹教諭級		
				主任指導主事 再任用	1 1					
計	24									
6級	園長の職務	25	18.4	園長	24	25	18.4	園長級		
				主幹	1					
計	25									
合計		136	100.0							

⑤ 教育職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う教諭及び養護教諭の職務					40	86.0	教諭級
				計	0			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務	40	86.0	教諭	35	40	86.0	教諭級
				養護教諭 再任用	1 4			
計	40							
3級	主幹教諭の職務	3	6.4	主幹教諭	3	3	6.4	教諭級 主幹
				計	3			
4級	教頭の職務	1	2.1	教頭	1	1	2.1	教頭級
				計	1			
5級	校長の職務	3	6.4	校長	1	3	6.4	校長級
				所長 次長	1 1			
計	3							
合計		47	100.0					

⑥ 教育職給料表（３）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う指導主事の職務					16	47.1	指導主事級
				計	0			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	16	47.1			16	47.1	指導主事級
				計	0			
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う指導主事の職務	16	47.1	指導主事	16	16	47.1	指導主事級
				計	16			
4級	係長及び主任指導主事の職務	11	32.4	係長	3	11	32.4	係長級
				担当係長 主任指導主事	1 7			
計	11							
5級	課長、所長及び主幹の職務	7	20.6	課長	3	7	20.6	課長級
				主幹	4			
計	7							
合計		34	100.0					

⑦ 企業職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	0	0.0					
				計	0			
2級	相当の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	10	23.3	技術職員 再任用	4 6	14	32.6	事務職員級
				計	10			
3級	高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う職務	4	9.3	事務職員 技術職員 再任用	1 2 1			
				計	4			
4級	主任の職務	8	18.6	主任	8	8	18.6	主任級
				計	8			
5級	1 係長の職務 2 水道サービスセンター所長、場長及び副場長の職務	15	34.9	係長 担当係長 場長 副場長	6 5 2 2	15	34.9	係長級
				計	15			
6級	1 課長の職務 2 副課長及び主幹の職務	5	11.6	課長 担当課長	1 4	5	11.6	課長級
				計	5			
7級	1 次長の職務 2 参事の職務	1	2.3	次長	1	1	2.3	次長級
				計	1			
8級	1 部長の職務 2 参与の職務							
				計				
合 計		43	100.0					

⑧ 企業職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務又は補助的な業務を行う職務							
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務					5	71.4	技能職員級
				計	0			
3級	高度の技能及び相当の経験を必要とする業務を行う職務							
				計	0			
4級	工事長及び工事指導員の職務又は相当高度の技能及び経験を必要とする業務を行う職務	5	71.4	工事指導員 技能員	4 1			
				計	5			
5級	水道サービスセンター長の職務又は相当の経験を必要とする工事長の職務	2	28.6	工事長	2	2	28.6	係長級
				計	2			
合 計		7	100.0					

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (A)	歳出額 (B)	人件費 (C)	市民一人当 たり人件費 (C÷A)	人件費率 (C÷B)	前年度 人件費率
令和 2年度	人 304,382	千円 145,288,790	千円 20,321,141	千円 67	% 14.0	% 16.8

注：1 人件費は、県下各市比較のため、一般会計と一部の特別会計から構成される普通会計決算額です。

2 市民一人当たり人件費については、県内29市のうち、本市は25位となっており、県内の最高は127千円、最低は62千円です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B÷A)
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計(B)	
令和 2年度	人	千円 9,096,915	千円 1,960,494	千円 3,629,095	千円 14,686,504	千円 7,892
正規職員 のみの場合	1,861	7,355,505	1,740,653	3,078,143	12,174,301	6,541

注：1 職員数は4月1日現在の正規職員の人数です。

2 上段の給与費は、正規職員だけでなく、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を含む全職員の給与費です。

下段の給与費は、正規職員の給与費です。

3 上段の一人当たり給与費は、全職員の給与費を正規職員数だけで除した場合の給与費です。

下段の一人当たり給与費は、正規職員の給与費を正規職員数で除した場合の給与費です。

4 職員手当には、退職手当および共済費を含みません。

5 特別職は含みません。

(3) 一般行政職の給与水準

ラスパイレス指数	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
明石市	101.4	100.8	100.4	100.1	100.3
対前年増減	0.2	△0.6	△0.4	△0.3	0.2

注：ラスパイレス指数とは、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の給料水準を表す指数です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	明石市		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	334,602円	44.6歳	325,827円	43.0歳
技能労務職	350,361円	52.6歳	286,947円	50.9歳

(5) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分	明石市	国
一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	154,900円
		150,600円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,500円	314,767円	366,050円
	高校卒	241,600円	275,300円	311,475円
技能労務職	高校卒	215,100円	246,100円	297,500円

注： 経験年数には、採用前の勤務経歴などを含みます。

(7) 職員手当の状況（令和2年度中又は令和3年4月1日現在）

区分	支給内容など	
地域手当	支給実績（令和2年度普通会計決算）	577,444,291円
	支給対象地域	全市域
	支給率	6.0%
	平均支給年額	211,286円
特殊勤務手当	支給実績（令和2年度普通会計決算）	31,401,853円
	支給対象職員1人当たりの平均支給年額	112,956円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	14.92%
時間外勤務手当	2年度（普通会計決算）	支給総額 335,047,842円 職員1人当たりの支給年額 149,109円
	元年度（普通会計決算）	支給総額 389,458,219円 職員1人当たりの支給年額 202,949円

区分	明石市			国
期末勤勉手当		期末手当	勤勉手当	同 左
	6月期	1.275月分	0.950月分	
	12月期	1.275月分	0.950月分	
	計	2.55月分	1.90月分	
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	(支給率)			同 左
		自己都合	勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
	(その他の加算措置) 勤続中の役職に応じた調整額を別途支給 定年前早期退職特例措置：定年前1年につき3%を超えない範囲内で加算			
平均支給額（令和2年度全退職者） 15,474千円				
扶養手当	【行政職給料表5級以下】 (1)配偶者 月額 6,500円 ※ (2)父母等 月額 6,500円 ※ (3)子 月額10,000円 (4)子（16歳の年度初めから22歳の年度末） 月額5,000円を加算 ※ 行政職給料表8級の場合は3,500円			同 左

住居手当	(1) 借家居住者 家賃負担額に応じて、月額28,000円を限度として支給 (参考) 家賃負担額が、月額61,000円以上の場合 月額28,000円 (2) 自宅居住者 支給なし (平成27年4月から廃止)	(1) 借家居住者 同 左 (2) 自宅居住者 同 左
通勤手当	(1) 交通機関利用者 運賃相当額 (月額55,000円を限度) (6か月定期券等の価額による一括支給を基本とする) (2) 自動車・自転車利用者 通勤距離に応じて、月額31,600円を限度として支給 (参考) 通勤距離が、60km以上の場合 月額31,600円を支給	同 左

(8) 特別職の報酬などの状況 (令和3年12月1日現在)

区 分		給料月額等	期末手当 (年間4.40月分)
市 長	給料	1,084,000 円	5,723,520円
副市長		895,000 円	4,725,600円
議 長	報酬	732,000 円	3,864,960円
副議長		667,000 円	3,521,760円
議 員		602,000 円	3,178,560円

期末手当 = (給料月額 + 給料月額 × 役職加算 20%) × 年間 4.40 月分

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（令和3年4月1日現在）

(1) 勤務時間

（一般職員の場合）

- 勤務時間：4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としています。
1日の勤務時間は、午前8時55分から午後5時40分までのうち、休憩時間60分を除いた、7時間45分です。
- 休憩時間：午前12時から午後1時までとしています。ただし、窓口に勤務する職員は交代で休憩時間をとっています。
- 週休日：日曜日及び土曜日（勤務時間を割り振らない日）

(2) 休日

- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

職員の休暇には、年次有給休暇のほか、夏季休暇などの特別休暇があり、その概要は以下のとおりです。

種類	給与の別	取得可能日数等
年次有給休暇	有給	1年度につき20日
療養休暇	有給	① 公務上における負傷又は疾病による場合 必要と認められる期間 ② ①以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 ア 結核性疾患の場合 1年以内 イ 精神障害による疾病 120日以内 ウ その他の負傷又は疾病 90日以内
産前休暇	有給	出産予定日を含み8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から申し出た期間
産後休暇	有給	出産の翌日から8週間を経過する日までの期間
子の看護休暇	有給	養育する中学校就学の始期に達するまでの子の看護等をするとき 1年度につき5日以内
短期介護休暇	有給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 1年度につき5日以内
介護休暇	無給	職員が配偶者及び親族等の介護等をするとき 3回を超えず、通算1年以内で必要となる期間
介護時間	無給	1日を通じて120分以内
出産補助休暇	有給	2日以内の期間
育児参加休暇	有給	5日以内の期間
育児時間	有給	1日を通じて90分以内
育児部分休暇	無給	1日を通じて120分以内
生理休暇	有給	2日以内の期間(3日目以後は無給)
結婚休暇	有給	連続する5日以内の期間
夏季休暇	有給	7月から9月までの期間内に6日以内
忌引休暇	有給	親族に応じ条例で定める日数(1日～7日)
ボランティア休暇	有給	1年度につき5日以内
ドナー休暇	有給	ドナー登録及び骨髄液を提供するために必要な期間
組合休暇	無給	1年度につき30日以内
リフレッシュ休暇	有給	① 勤続年数が10年に達した者 連続する3日間 ② 勤続年数が20年に達した者 連続する5日間 ③ 勤続年数が30年に達した者 連続する5日間

(4) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならないという職務に専念する義務があります。

ただし、例外的に法律又は条例等に特別の定めがある場合には、その職務に専念する義務が免除されます。明石市においても規則で免除される場合を定めておりますが、その定め以外に市長が特に定めるものは以下のとおりです。

種 類	内 容	職務専念義務が免除される期間等	給与の別
人間ドック職免	兵庫県市町村職員共済組合が実施する短期人間ドックを受診する場合	2日以内の必要な期間	有給
献血職免	市役所で実施される市民献血の日に職員が献血に協力する場合	献血に必要な時間	有給
新型コロナウイルスに係る職免	職員が、新型コロナウイルスに感染した場合	保健所から、職員又は当該家族に対し、出勤停止の指示又は依頼がある期間	有給
	職員が、保健所から新型コロナウイルスに係る濃厚接触者として特定された場合		有給
	同居する家族が、新型コロナウイルスに感染した場合		有給
	同居する家族が、保健所から新型コロナウイルスに係る濃厚接触者として特定された場合		有給
	保育所・学校園等の臨時休業等により、子(原則小学生まで)の世話のため出勤できない場合(他に養育する者がいない場合に限る)	必要な期間(時間単位)	有給
	通所施設等の臨時休業等により、親族の介護のため出勤できない場合(他に介護するものがいない場合に限る)		有給

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、公務能率維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由（疾病により職責が果たせない等）がある場合に、職員の意に反して行う不利益処分で、降任・降給・休職・免職があります。

懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁を科す処分として、戒告・減給・停職・免職があります。

令和2年度における分限処分者数及び懲戒処分者数は以下のとおりです。

(1) 分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			23		23
職に必要な適格性を欠く場合	1				1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
合 計	1	0	23	0	24

(2) 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反関係			3		3
一般非行関係					0
収賄等関係					0
道路交通法違反					0
監督責任					0
合計	0	0	3	0	3

5 職員のサービスの状況

令和2年度における職員の年次休暇取得状況及び育児休業等取得状況は以下のとおりです。

(1) 年次休暇取得状況

一人当たりの平均使用日数(日) (総使用日数/職員数)	対象職員数(人)
12.7	2,037

(2) 育児休業等取得状況

	育児休業	部分休業
男	4	1
女	83	59

6 職員研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修の実績

職員の研修は、職員に公務員としての使命と責任の自覚を促し、職務の遂行に必要な知識、技術等を習得させ、勤務能率の発揮及び増進を目的として行うものであり、令和2年度の職員研修の実績は以下のとおりです。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染対策のため、派遣を含めた集合研修は原則中止とし、研修資料の配付や録画視聴による「自主学習研修」を取り入れて実施しました。

	研修課程	研修対象者	受講者数
基本 研修	新規採用職員研修スタートアップⅠ	令和2年度新規採用職員	56
	新規採用職員研修スタートアップⅠ（DVD）	令和2年度新規採用職員	12
	新規採用職員研修スタートアップⅠ（資料配付）	令和2年度新規採用職員（幼稚園教諭）	36
	新規採用職員研修スタートアップⅡ（自主学習）	令和2年度新規採用職員	101
	新規採用職員研修スタートアップⅢ（自主学習）	令和2年度新規採用職員	99
	新任主任研修（資料配付）	新任主任	44
	新任係長研修（資料配付）	新任係長	65
	新任管理職研修（資料配付）	新任管理職	52
	再任用職員研修	新たに再任用された職員	中止
	任期付短時間勤務職員研修	新たに採用された任期付短時間勤務職員	38
	任期付短時間勤務職員研修（資料配付）	新たに採用された任期付短時間勤務職員	78
	任期付短時間勤務職員研修（更新）	新たに任期を更新した任期付短時間勤務職員	中止
	さかなのまち明石体感研修	令和2年度新規採用職員	中止
	さかなのまち明石魅力発信研修	採用2年目の職員	中止
能力 開発 研修	査定ボーナス及び査定昇給制度評価者研修	新任係長	中止
	エルダー職員研修	新規採用職員のエルダー職員	中止
	エルダー職員フォローアップ研修	新規採用職員のエルダー職員	中止
	法令実務研修	係長級以下の職員	中止
	憲法	採用2年目の職員	中止
	行政法研修	採用2年目の職員	中止
	民法研修	採用2年目の職員	中止
	刑法研修	採用2年目の職員	中止
	自治体基本法務研修	採用3年目の職員	中止
	争訟事例演習	採用4年目以上の職員	中止
	文章作成力養成研修	採用2年目の職員	中止
	文章作成力強化研修	採用3年目～主任級以下の職員	中止
	課題解決リーダー養成研修	主任級～係長級以下の職員	中止
	課題解決力養成研修	採用4年目～主任級以下の職員	中止
	課題発見力養成研修	採用3年目の職員	中止
	マニュアル作成研修	全職員	中止
	知的財産権講座	全職員	中止
	社会福祉施設体験研修	採用3年目の職員	中止
	手話基本研修	全職員	中止
	手話中級研修	全職員	中止
	LGBTQ+/SOGIE（性の多様性）（オンライン）	採用3年目の職員（希望者）	4
	派遣 研修	自治大学校第1部	実務担当職員等
市町村アカデミー		実務担当職員等	中止
国際文化アカデミー		実務担当職員等	中止
国土交通大学校		実務担当職員等	中止
兵庫県自治研修所		実務担当職員等	中止
播磨自治研修協議会		実務担当職員等	中止
兵庫県市町振興課（オンライン）		実務担当職員等	1
その他派遣研修		実務担当職員等	中止
自主	自主研究グループ	希望職員グループ	中止

(2) 人事評価の状況

職員一人ひとりの能力と公務能率の向上を図るため、OJT（職場実践トレーニング）と有機的に連動した人材育成を目的とする「人材育成評価制度」を、平成22年度からすべての行政職員を対象に実施してきました。

また、平成25年度からは部長級職員を対象に、「頑張る職員が認められ、一層頑張る」組織風土の醸成及び公務能率の向上を図り、もって住民サービスのさらなる向上をめざした「査定ボーナス及び査定昇給制度」を導入し、平成27年度からは次長級職員へ、平成28年度には課長級職員までその対象を拡大し、実績に基づく評価結果を、職員の勤勉手当や昇給等に反映しています。

そして、平成29年度からは、対象を係長級以下の全職員に拡大し、頑張った職員を処遇面で報いることで、一人でも多くの職員の頑張りにつなげ、これまで以上に職員の「気づき」、「動機づけ」、「やる気」、「意欲」を引き出し、個々の能力と公務能率を高め、一段の組織力強化を図るとともに、より一層の市民サービスの向上につなげています。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、査定ボーナス及び査定昇給制度の実施を見送りました。

(参考) 査定ボーナス及び査定昇給制度の概要

【令和元年度：局部長級職員又は室次長級職員の場合】

	前期評価	通期評価
評価基準日	10月1日	翌年3月31日
評価対象期間	評価基準日の属する年度（4月1日～翌年3月31日までの1年間）	
評価の方法	評価基準日時点において、翌年3月31日までに見込まれる、業績目標の達成状況等を評価します。	評価基準日時点における、業績目標の達成状況等を評価します。
評価期間	10月中旬～11月下旬	翌年4月下旬～6月上旬
評価結果の反映	12月支給の勤勉手当	翌年6月支給の勤勉手当
		加算分の昇給：翌年7月 その他：翌々年1月の定期昇給
	評価結果に基づいて、昇格又は降格等を行います。	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の福利厚生の概要は以下のとおりです。

(1) 兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（厚生年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

※ 学校園等の教育職の職員は、公立学校共済組合の組合員となっています。

(2) 明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。互助会では、元気回復や健康増進を図るための事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金で運営されており、令和2年度における会員の掛金率は給料月額 $\frac{4}{1000}$ です。

なお、市からの負担金は、平成29年度より廃止となっています。

※ 学校園等の教育職の職員は、学校厚生会の会員となっています。

(3) 健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断や、腰痛・胃部・VDT・特定業務従事者健診（深夜勤健診等）などの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス対策として、臨床心理士・公認心理師等による相談、ストレスチェック、職員研修などを実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき設置される行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し、判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の審査請求に対する裁決又は決定すること等の業務を担っています。

なお、令和2年度における勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する審査請求の状況については、以下のとおりです。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

令和2年3月31日 現在継続件数	令和2年度中 措置要求件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日 現在継続件数
0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

区 分	令和2年3月31日 現在継続件数	令和2年度中 審査請求件数	令和2年度中 処理件数	令和3年3月31日 現在継続件数
分限処分	0	1 (懲戒処分と重複)	0	1 (懲戒処分と重複)
懲戒処分	0	2 (うち1件は分限 処分と重複)	0	2 (うち1件は分限 処分と重複)
その他	0	0	0	0
合 計	0	2	0	2